審議会等会議録

| | 一大大大大阪 教 | | | |
|----------|--|--|--|--|
| 審議会等の名称 | 第2回山口市住居表示審議会(大内地区) | | | |
| 開催日時 | 平成27年7月8日(水曜日)19:00~19:10 | | | |
| 開催場所 | 山口総合支所第11会議室 | | | |
| 公開・部分公開の | 公開 | | | |
| 区分 | | | | |
| 出席者 | 山根 康夫、前田 哲男、椙山 繁、經廣 正幸、藤野 正雄、 | | | |
| | 清水 政人、松梅 隆充 (7名) | | | |
| 欠席者 | 瀧川 勉 | | | |
| 事務局 | 市民安全部長 岡本 充 (幹事)、北部振興局長 大田 正之 (幹事)、 河村生活安全課長、宇都宮主幹、岡村主査、宮崎主任主事 | | | |
| | | | | |
| 議題 | 字の区域及び名称の変更について | | | |
| 内容 | 次第に基づき以下のとおり進められた。 | | | |
| | | | | |
| | <事務局> | | | |
| | ただ今から第2回山口市住居表示審議会を開会いたします。 | | | |
| | まずは、山根会長から一言御挨拶をお願いいたします。 | | | |
| | | | | |
| | <会長> | | | |
| | 本日は、皆様御多忙のところお集まりいただき、ありがとうございます。 | | | |
| | 今回は第2回目の審議会となりますが、前回、諮問3項目のうち2項目につい | | | |
| | ては決定いたしました。 | | | |
| | 一つ目の諮問「住居表示の実施区域」については、原案のとおり決定いたしま | | | |
| | した。 | | | |
| | 二つ目の諮問「住居表示の方法」については、従来どおり「街区方式」により | | | |
| | 実施することを決定いたしました。 | | | |
| | 本日は、三つ目の諮問「字の区域及び名称の変更について」は、継続審議とい | | | |
| | うことで、各地域で資料を回覧して住民の皆様に周知していただき、今回の審議 | | | |
| | で決定することといたしておりました。 | | | |
| | 本日もこの議題を中心に円滑に審議が進み、議事がまとまりますよう皆様の御 | | | |
| | 協力をよろしくお願いいたします。 | | | |
| | | | | |
| | <事務局> | | | |
| | ありがとうございました。 | | | |
| | なお、本日は瀧川委員がお仕事の都合上、御欠席されておりますので、お知ら | | | |
| | せいたします。 | | | |
| | それでは山根会長、引き続き議事進行をよろしくお願いいたします。 | | | |

<会長>

それでは審議に入ります前に、この審議の公開・非公開について、お諮りします。

前回と同様に原則公開ということでよろしいでしょうか。

『異議なし』

次に、議事録についてでございますが、審議内容を広く公開していくため、山口市のホームページへ発言者の実名を伏せた上で、公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

『異議なし』

それでは、議事録署名人2名を私のほうで指名させていただきます。

関係地区住民の代表として、姫山台自治会代表の藤野さんと、問田自治会長の 椙山さんを指名させていただきます。

よろしいでしょうか。

『異議なし』

それでは、よろしくお願いします。

それでは先ほど申しましたように「字の区域及び名称の変更について」審議を いたします。

前回の審議会から時間が経っておりますので、改めて事務局から説明をお願いします。

<事務局>

それでは、諮問3の「字の区域及び名称の変更について」改めて説明させていただきます。諮問3は新しい町名についての諮問でございます。

町名を新たに付ける場合は、歴史的に由緒あるもの、親しみやすいもの、語調の良いものなど、その場所をイメージしやすく、他の住所と混同しないようにという点に注意し、常用漢字もしくはひらがなを用いて、読みやすく簡明なものとすることとしています。

お手元の資料3を御覧ください。前回お示しした資料と同じものですが、こちらに山口市住居表示実施要綱に基づき、町割りの案をお示ししています。

新町名を「大内間田一~五丁目」「大内小京都」「大内姫山台」としております。 資料2は新町名を一覧にしたものです。この新町名につきましては、以前、市か ら地元へ案として提示し、大内連合自治会臨時総会で御承認いただいているもの になります。

「字の区域及び名称の変更」につきまして、事務局からは以上でございます。

<会長>

事務局から説明がありましたが、何か御質問なり、御意見はありませんか。 3自治会につきましては、お持ち帰りいただいて町内で確認していただいたわけですが、何かそれについて疑問や御意見があれば。

<委員>

問田は異存ありません。

<委員>

小京都もありません。

<委員>

姫山台もありません。

<会長>

3 自治会につきましては、原案で異存がないとのことですが、他の委員さんは いかがでしょうか。

(特に意見等なし)

では、原案に異存がないようでありますので、この件につきましては事務局案 のとおり決定ということでよろしいでしょうか。

『異議なし』

それでは、諮問3の「字の区域及び名称の変更について」は原案のとおり決定 といたします。

これからのことについてですが、諮問の3項目については決定いたしましたので、これを答申案としてまとめさせていただきます。

答申の取りまとめにつきましては、会長一任という形でよろしいでしょうか。

『異議なし』

それでは、答申案は事務局を通して委員の皆様に御報告させていただきますので、修正等の御意見がございましたら、お申し出いただければと思います。

平成27年度の住居表示審議会は、本日の審議会をもって一応の終了とさせていただきます。今後、再度の協議が必要であると判断した場合は改めて審議会を開催させていただきますので、そのときは改めて御連絡させていただきます。委員の皆様、大変お疲れ様でした。

その他、事務局から何かあればお願いします

<事務局>

それでは、委員の皆様、大変お疲れ様でした。委員の皆様におかれましては、 慎重な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日の審議を基に、答申案の作成にあたらせていただき、完成した答申案につきましては、後日、御確認いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これからの住居表示実施までの流れを担当者から説明いたします。

<事務局>

それでは、今後の日程について御説明申し上げます。

今回の審議会をもちまして、諮問1から3の全てが決定いたしましたので、答申をまとめ市長に提出いたします。

次に、諮問1「実施区域」と諮問2「住居表示の方法」について、9月市議会に提案し市議会の議決を受けます。

それから、実施についての公示を30日間行い、この公示期間中、異議申し出がなければ12月市議会に新町名案を提案し市議会の議決を受けます。

そして、来年1月に住民説明会を行い、その時に手続などの詳しい説明をいた しまして、2月下旬を目途に住居表示の実施という流れになります。

日程につきましては、資料4を御参照ください。

なお、本日お車を中央駐車場に停めておられる委員さんには、駐車券をお渡し しますので、お帰りの際にお申し出ください。

事務局からは以上でございます。

<会長>

以上をもちまして、審議会を終了いたします。 ありがとうございました。

| 会議資料 | 1 | 第2回山口市住居表示審議会次第 | |
|--------|------------------|----------------------|-------|
| | 2 | 諮問書 (写) | …資料 1 |
| | 3 | 平成27年度山口市住居表示審議会新町名案 | …資料 2 |
| | 4 | 新町名·町割図 (案) | …資料 3 |
| | 5 | 実施までの流れ | …資料 4 |
| 問い合わせ先 | 市 | 民安全部生活安全課総務担当 | |
| | TEL 083-934-2986 | | |